

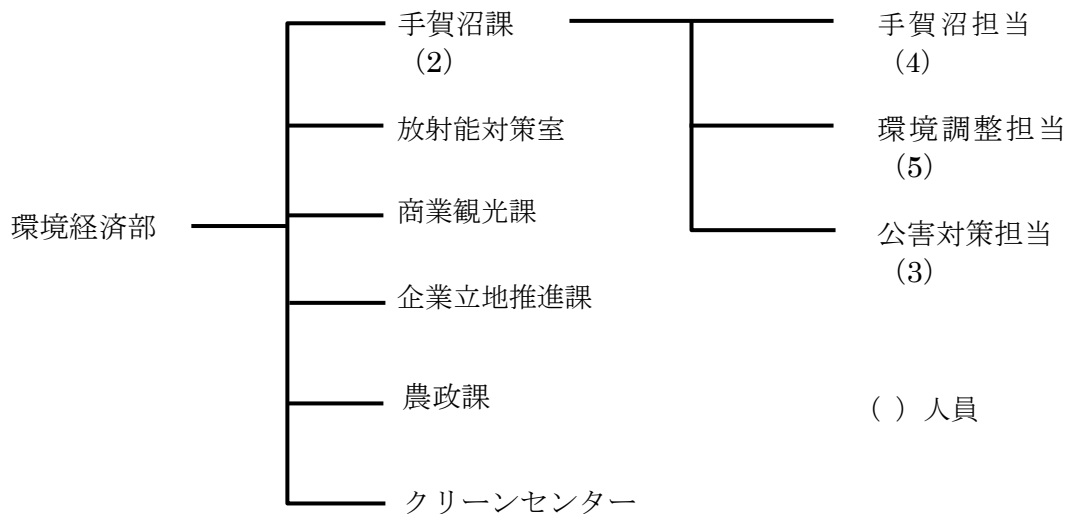
第2章 環境行政の組織

1. 環境経済部の機構

昭和45年(1970年)10月、都市整備部環境衛生課に「公害対策係」が発足し、急激に増えつつあった公害問題に取り組みを始めました。

その後、昭和47年(1972年)4月、住民部安全対策課に組み入れられ、昭和56年(1981年)には機構改革により経済環境部の中に環境保全係と公害対策係からなる環境保全課が設置されました。平成10年(1998年)からは、新たに手賀沼担当を加え、手賀沼に係わる施策を総合的に推進する「手賀沼課」として生まれ変わっています。手賀沼担当は、主に手賀沼等の公共用水域の保全などの業務を、環境調整担当は、主に環境基本計画の進行管理、地球温暖化対策の推進および谷津ミュージアムづくり事業を行い、公害対策担当は、主に公害の調査・監視、公害防止対策の計画・立案・指導および公害の苦情処理等の業務を行っています。

(平成26年4月1日現在)



2. 事務分掌

手賀沼課	手賀沼担当	<ul style="list-style-type: none"> ・手賀沼の水質浄化に関すること。 ・手賀沼に係る施策の総合調整に関すること。 ・公共用水域の水質保全に関すること。 ・ジャパンボードフェスティバルに関すること。
	環境調整担当	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画の推進に関すること。 ・谷津ミュージアム事業の推進に関すること。 ・野生生物の保護及び相談に関すること。 ・愛護動物の適正飼養の啓発・相談に関すること。 ・環境審議会に関すること。 ・地球温暖化対策に関すること。 ・環境学習に関すること。
	公害対策担当	<ul style="list-style-type: none"> ・典型7公害（騒音・振動・悪臭・水質汚濁・大気汚染・地盤沈下・土壌汚染）の調査及び防止対策に関すること。 ・典型7公害に係る相談及び苦情処理に関すること。 ・土砂等による埋立て等の規制に関すること。

3. 環境基本法の下での環境政策の体系

第 15 条 環境基本計画	環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進
第 16 条 環境基準	大気、水質、土壌及び騒音に係る環境基準
第 17 条・18 条 公害防止計画	21 地域について公害防止計画策定
国が講ずる環境の保全のための施策等		
第 19 条 国の施策の策定等に当たっての配慮	各種計画策定に当たっての環境配慮等
第 20 条 環境影響評価	環境影響評価法等
第 21 条 規制		
公害の防止の為の排出等の規制	大気汚染防止法、水質汚濁防止法等
公害の防止の為の土地利用・施設設置規制	建築基準法、工場立地法、土壌汚染対策法等
自然環境の保全の為の開発行為等の規制	自然環境保全法、自然公園法等
野生生物等の自然物の保護の為の規制	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
公害及び自然環境の両分野に係る規制等	瀬戸内海環境保全特別措置法等
第 22 条 経済的措置		
経済的助成措置・経済的負担措置	政府系金融機関の貸付事業、税制優遇措置等
第 23 条 施設の整備その他の事業	環境保全に資する公共的施設の整備・事業推進等
第 24 条 製品等の利用促進	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
第 25 条 教育、学習等	資料提供、施設整備、人材確保等
第 26 条 民間団体等の自発的活動の促進	地球環境基金による助成等
第 27 条 情報提供	環境監視データの公表、各種事例の紹介等
第 28 条 調査	公害調査費等による調査
第 29 条 監視などの体制整備	公害監視等設備整備費補助等
第 30 条 科学技術の振興	独立行政法人国立環境研究所における試験研究等
第 31 条 紛争の処理及び被害の救済	公害紛争処理法、公害健康被害の補償等に関する法律
地球環境保全に関する国際協力等		
第 32 条 地球環境保全などに関する国際協力等	環境 ODA の実施、国際機関との連携等
第 33 条 監視、観測などに係る国際的連携等	国際機関を通じた観測結果の相互交換等
第 34 条 地方公共団体・民間団体等の活動促進	情報提供、資金の確保等
第 35 条 国際協力の実施等に当たっての配慮	独立行政法人国際協力機構の環境社会配慮ガイドライン等
費用負担及び財政措置など		
第 37 条 原因者負担	公害防止事業費事業者負担法等
第 38 条 受益者負担	自然環境保全法、自然公園法等
第 39 条 地方公共団体に対する財政措置等	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等
第 40 条 国及び地方公共団体の協力	環境保全に関する施策の相協力

4. 我孫子市環境行政のあゆみ

年	市行政関係		国▲ 及び 県◇ 関係	
1954 (S29)			4月	▲「清掃法」制定 (S29.7.1 施行)
1955 (S30)	4/29	町村合併促進法に基づき第二次合併、我孫子町、湖北村、布佐町が合併し我孫子町となる		
1957 (S32)				◇手賀沼の干拓造成工事開始
1958 (S33)	9/9 12/1	手賀沼鳥獣保護区指定 越流堤と青山排水機場完成	4月 12月	▲「下水道法」制定 ▲「水質保全法」、「工場排水規制法」制定(手賀沼流域の排水規制は昭和43年8月から)
1960 (S35)	10/1	第九回国勢調査実施 人口27,063人		
1962 (S37)			6月	▲「ばい煙の排出等の規制に関する法律」(ばい煙規制法)制定 (S37.12.1 施行)
1963 (S38)			4月	◇「千葉県公害防止条例」制定(S38.10.1 施行)
1964 (S39)		若松団地造成完了	7/6	◇手賀大橋開通
1965 (S40)	10/1	第十回国勢調査実施 人口33,216人	3月	◇県衛生部に「公害課」設置 ◇干拓工事終了(沼水面1/2に) ◇手賀沼にアオコ発生、沈水植物減少傾向、フナ増加傾向を確認
1966 (S41)	9/7	中央公民館会館開館(H14年アピスタに建替)	5月 10月	◇「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」(硫化酸化物の部)制定 ◇「千葉県公害防止条例」全面改正 (S42.4.1)
1967 (S42)			7月 9月 10月	▲「公害対策基本法」制定 (S42.8.3 施行) ◇千葉県公害紛争調停委員会設置 ◇「千葉県公害防止施設整備等促進条例」制定
1968 (S43)	9/9	我孫子町役場新庁舎完成 手賀沼干拓土地改良事業の完了	6月 6月 8月	▲「大気汚染防止法」制定 (「ばい煙規制法」廃止) (S43.12.1 施行) ▲「騒音規制法」制定 (S43.12.1 施行) ◇千葉県公害研究所設置
1969 (S44)				◇手賀沼の定期的水質調査を開始
1970 (S45)	4月 7/1 10/16 12/4	我孫子市湖北台終末処理場供用開始(H5年7月に廃止) 我孫子市制施行 全国で565番目、県下で22番目 都市整備部環境衛生課公害係新設 我孫子市人口5万人となる	2月 3月 4月 9月 12月	▲「一酸化炭素に係る環境基準」閣議決定→手賀沼：B類型 ◇「千葉県公害防止条例」全面改正 (S45.4.1 施行) ◇手賀沼にアオコ発生、悪化を確認 ▲「水質汚濁に係る環境基準」閣議決定 (S46.12 告示) ▲「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」閣議決定(江戸川・印旛沼・手賀沼・千葉港等) ▲「水質汚濁防止法」制定

1970 (S45)				▲「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
1971 (S46)	4/20	綾瀬・我孫子間複々線化完成 天王台駅開業 上野・取手間の快速線に快速電車を新設 緩行線（各駅停車）は帝都高速度交通営団千代田線（営団地下鉄/現・東京地下鉄）と相互直通運転開始	5月 5/25 6月 7月 12月 12/28	▲「騒音に係る環境基準」閣議決定 ▲「騒音に係る環境基準」告示 ◇「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」(オキダントの部)制定 ◇魚の穴あき病発見 ▲「悪臭防止法」制定 ▲「騒音規制法に基づく自動車騒音の大きさの許容限度」告示 ▲水質汚濁防止法に基づく「排水基準を定める総理府令」制定 ▲「水質汚濁防止法等公害関係8法」施行 ▲◇「光化学スモッグ緊急時対策暫定要綱」制定 ◇手賀沼流域下水道事業に着手 ◇「千葉県公害防止条例」全面改正 (S47.4.20 施行) ◇「千葉県環境保全条例」制定 (環境保全に関する施策等について規定) (S46.7.21 施行) ▲「環境庁」発足 ◇「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」「水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例」(上乘せ条例)制定 (S47.9.29 施行) ▲環境庁告示により「生活環境項目に係る環境基準」制定
1972 (S47)	4/1 11/4 12/25	住民部安全対策課安全対策係へ改組(交通・公害) 我孫子市人口6万人となる。 「我孫子市公害防止条例」制定	1月 6月 7月 9月 12月	▲「浮遊粒子状物質に係る環境基準」告示 ▲「自然環境保全法」公布 ◇「千葉県光化学スモッグ急性健康障害暫定対策事業」開始 ◇手賀沼の沈水・浮葉植物減少を確認 ▲公害等調整委員会発足 ▲大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」告示
1973 (S48)	3/26 4/1 10/1	クリーンセンター操業開始 民生部安全対策課安全対策係へ改組 成田線電化（我孫子～成田間）	4月 5月 6月 9月 10月 12/27	◇「千葉県自然環境保全条例」制定 (S48.4.12 施行) ▲「大気汚染に係る環境基準」告示 (二酸化窒素、光化学オキダント) ▲第1回環境週間(5月～11月) ◇手賀沼で魚の穴あき病大発生、アオコ異常発生を確認 ▲「都市緑化保全法」公布 ▲「公害健康被害補償法」制定 ▲「航空機騒音に係る環境基準」告示
1974 (S49)	6/12 7/1 7月	我孫子市人口7万人となる 「県公害防止条例」による地下水採取指定地域に我孫子市指定 酸性雨による急性健康被害暫定対策事業開始 手賀沼COD年平均値19mg/L(全国湖沼水質ワースト1)に	1月 4月 5月 6月	▲「自動車排気ガス量の許容限度」告示 ◇「環境部」(環境調整課・大気保全課・水質保全課・自然保護課・廃棄物対策課)の5課を新設 (公害対策局を廃止) ▲北千葉導水事業着工(建設省) ▲「光化学スモッグ緊急時対策要綱」制定 ▲「大気汚染防止法」一部改正し、総量規制の

1974 (S49)	12月	古利根沼水質調査開始	7月	導入 (S49.11.30 施行) ◇千葉県酸性の雨による急性健康被害暫定対策事業開始
1975 (S50)	4月	主要排水路の水質調査開始 粉石けん運動広まる	2月 4月 7/29 9月 12月	▲「PCBに係る水質環境基準」追加 ▲「大気汚染法施行規則」一部改正(k値強化) ◇県・市町村・利水団体による「手賀沼水質浄化対策協議会」発足。 ▲「新幹線騒音に係る環境基準」告示 ◇「千葉県し尿浄化槽取扱指導要項」制定 (S50.10.1 施行) ◇「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」全面改正(上乘せ基準強化) (S51.7.1 施行)
1976 (S51)	7/16	我孫子市人口8万人となる	6月 8月 9月	▲「振動規制法」制定 (S51.12.1 施行) ▲「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正(産業廃棄物処理の規制強化) (S53.3.15 施行) ◇「Soxに係る総量削減計画の策定及び総量規制基準等」告示 (S51.10.1 施行) ▲「悪臭防止法施行令」一部改正(悪臭物質に二硫化メチル等3物質追加)
1977 (S52)	4/1 8/1	民生部安全対策課公害係・交通整備係へ改組 光化学スモッグ [※] 注意報発令地域に指定(印西地域)	4月 6月 11月	◇「悪臭防止法に基づく追加3物質に係る規制基準」告示 ▲「大気汚染防止法施行規則」一部改正(塩化水素、窒素酸化物の規制基準強化) ◇稲の倒伏発生を確認 ◇「振動規制法に基づき規制地域、規制基準等」告示(千葉市等21市町) (S53.1.1 施行)
1978 (S53)	2/14 9/30 10/31	我孫子市人口9万人となる 「公害防止条例」一部改正(振動規制及び事前協議) 我孫子市と取手市で小堀地区の環境整備の協定書締結	6月 7月 7/11	▲「水質汚濁防止法」一部改正(総量規制の導入) (S54.6.12 施行) ▲環境庁「二酸化窒素の環境基準」改定告示 ▲「二酸化窒素に係る環境基準」告示
1979 (S54)	1月 4/1	久寺家地区地盤沈下調査開始(平成20年度に終了) 市民部安全対策課公害係へ改組	3/31 4月 4月 6月 8月	◇布佐青山線・船橋我孫子線開通 ◇二酸化窒素に係る千葉県環境目標値(0.04ppm)設定 ◇無リン洗剤の適正使用の推進(県方針) ◇「千葉県し尿浄化槽取扱指導要綱」全面改正(S54.5.1 施行) ▲「エネルギーの使用の合理化に関する法律」制定(S54.10.1 施行) ◇「危険な動物の飼育及び保管に関する条例」制定 (S54.11.10 施行) ◇手賀沼COD年平均値27.6mg/l(過去最高)を記録

1980 (S55)	3/25 4/8 6/6 8/4	湖北台大気測定局設置 (湖北台東小) 我孫子市人口 10 万人となる。 「騒音規制法」及び「振動規制法」 の指定地域に指定 手賀沼水質浄化対策協議会通常 総会において我孫子市長よりアオ 対策について要望提出	1 月 6 月 10 月 11 月 12 月	▲「幹線道路の沿道の整備に関する法律」制定 ◇「騒音規制法及び振動規制法に基づき規制地 域の拡大など」告示 (我孫子市等 4 市町村) ▲「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿 地に関する条約」(ラムサール条約)が我が国 に発効 ▲「絶滅のおそれがある野生動植物の種の国際 取引に関する条約」(ワシントン条約)が我が 国に発効 ◇「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要 綱」制定 (S56.6.1 施行) ◇手賀沼のリン濃度の減少を確認
1981 (S56)	1/1 7/1	再資源化事業 (我孫子式集団回 収) 開始 経済環境部環境保全課新設 (環境保全係・公害対策係へ)	4 月 11 月	◇手賀沼流域下水道供用開始 ◇ホテイアオイ実験植栽 ▲水質汚濁防止法の規制対象事業場に 8 業種追 加
1981 (S56)	7~9 月 9~11 月 12/11 12/16 12/25	主要幹線道路自動車騒音振動調 査 (現在も継続) 環境騒音調査(メッシュ調査) (~H2.3) 手賀沼水質浄化対策協議会臨時 総会 ①我孫子市に対する要望書「ホ テイアオイ、アオコの水面清掃船の建 造、処理及び処分事業」当該 事業の施行主体・・我孫子市 ②アオコの回収及びホテイアオイの植 栽・処分 ③県及び 5 市 3 町による協定書 我孫子市が施行主体となる よう同協議会会長名で要請 県及び 5 市 3 町で手賀沼浄化事業 (手浄連)行政協定締結 我孫子市手賀沼浄化事業対策特 別会計設置		
1982 (S57)	3/1 4/1 6/3 9/29 11/15	手賀沼浄化事業連絡会議設置 「手賀沼浄化事業連絡会議に関 する規約」施行(議長：環境保全 課長 事務局：環境保全課) 水面清掃船名称募集 水面清掃船「みずすまし号」竣工 浄化事業開始 NEC と公害防止協定締結 我孫子・取手間複々線化	2 月 3 月 4 月 9 月 12 月	◇「千葉県空き缶等対策推進要綱」制定 (S57.2.13 施行) ◇「千葉県家庭雑排水処理指導要綱」制定 (S57.4.1 施行) ◇手賀沼水質管理計画及び印旛沼水質管理計画 策定 ◇ホテイアオイ植栽事業開始 ◇手賀沼浄化シンポジウム ▲環境庁告示による湖沼の窒素及びリンに係わ る環境基準の設定
1983 (S58)	7/27	降ひょうにより農作物に大きな 被害	3 月 5 月 9 月	◇「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」制定 ▲「浄化槽法」制定 (S60.10.1 施行) ◇工場事業場の排水(S58.9)煤煙 (S59.2)調査開始時期不明。58 年には、実施 している

1983 (S58)			11月	▲「大気汚染防止法に基づく第5次窒素酸化物排出規制」告示
1984 (S59)	2/1 4/1 5/4	我孫子警察署開署 県下33番目 手浄連協定書一部変更 (「管理運営など」を「管理運営その他関連事業」に改める) 我孫子市人口11万人となる (財)山階鳥類研究所 渋谷区から 我孫子市へ移転	3月 3/27 7月 6/6 8月	▲「悪臭の測定方法」一部改正告示 ◇手賀沼・印旛沼の窒素・リンの環境基準及び 暫定目標設定 ▲「湖沼水質保全特別措置法」成立 ▲北千葉導水事業第1機場稼働開始 ▲「環境影響評価実施要綱」閣議決定 ▲トリクロエチレン等の排出に係る暫定指導指針設定
1985 (S60)	7/15	アオコ分離脱水装置稼働開始 (手賀沼公園及び手賀大橋地先)	6月 7月 10月 12/16	▲「大気汚染防止法に基づき小型ボイラーを規制する施行令及び総理府令」一部改正 ◇「千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」制定 (S60.10.1 施行) ◇「千葉県浄化槽取扱指導要綱」全面改正 ▲「湖沼水質保全特例措置法」に基づく指定湖沼等の指定(手賀沼、印旛沼、琵琶湖、児島湖、霞ヶ浦) (S60.12.23 施行)
1987 (S62)	4/1 10/1 10月	新たに県及び5市3町で手浄連行政協定締結 (協定書第1項の事業の施行及び管理を我孫子市に委託)(協定書に基づき「規約」を定める) 雑排水対策緊急モデル事業開始 我孫子市手賀沼浄化事業特別会計設置 県の水質保全課が中峠地区のトリクロエチレンによる井戸水汚染公表	1月 3月 4月 6月	▲厚生省「合併処理浄化槽設置整備事業費国庫補助金交付要綱」制度創設 ◇第1期手賀沼に関わる湖沼水質保全計画策定 1986(S61)年度～1990(H2)年度 ◇「千葉県家庭用小型合併浄化槽設置促進事業補助金交付要綱」 (S62.4.1 施行) ◇大堀川礫間浄化施設供用開始 ▲合併処理浄化槽設置整備事業創設
1988 (S63)	2/9	我湖排水路礫間浄化施設設置	5月 11月	▲「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」制定 ◇窒素酸化物冬期暫定開始
1989 (H元)	3/31 5/1 5月 8月 8/8 11月	都市排水路浄化施設設置 (高野山地先) 雑排水対策緊急モデル事業松戸市取り込み開始 「我孫子市埋立等規制条例」施行 手賀沼水質通年調査開始 トリクロエチレン等による地下水汚染(汚染範囲確認)調査開始 我孫子市人口12万人となる トリクロエチレン等に係る地下水の市内全域調査開始(～H8.9)	1月 3月 6月 9月	◇「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」制定 ▲「水質汚濁防止法施行令」一部改正 (トリクロエチレン、テトラクロエチレンを有害物質に追加) ▲「大気汚染防止法」一部改正 (アスベストを特定粉じんとして規制) ▲「水質汚濁防止法」一部改正 (地下水汚染防止) ▲「悪臭防止法施行令」一部改正(ノルマル酪酸、プロピオン酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の4物質を悪臭物質に追加) (H2.4.1 施行)

1990 (H2)	<p>4/1 手賀沼浄化事業連絡会議担当者部会設置 手浄連“私たちの手賀沼”パンフレット作成・配布 雑排水緊急モデル事業効果把握調査</p> <p>5/22 鳥の博物館開館</p> <p>9月 東我孫子地区のテトラクロエチレンによる井戸水汚染が判明</p> <p>11月 「都市環境騒音の把握手法」に基づく環境騒音調査(1回目) (～H3.2月) 雑排水緊急モデル事業 (取り込み流域 9箇所)</p>	<p>3月 ◇「千葉県地域環境保全基金条例」制定</p> <p>5月 ▲「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」制定 (21物質について暫定指導指針を制定)</p> <p>6月 ▲「水質汚濁防止法」一部改正(生活排水対策)</p> <p>8月 ◇手賀沼噴水試運転開始</p> <p>9月 ▲「水質汚濁防止法施行令」一部改正 (指定地域特定施設)</p> <p>12月 ▲厚生省が「ダイキソ類発生防止等ガイドライン」を定める</p>	
1991 (H3)	<p>4/22 オイルフェンス設置モデル事業開始</p> <p>11/26 悪臭防止法に係る指定地域を「用途地域」に指定</p> <p>12/1 第1回手賀沼ふれあい清掃</p>	<p>3月 ▲「千葉県みどりの基金条例」制定(H3.4.1 施行)</p> <p>▲「再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)」制定 (H3.10.25 施行)</p> <p>4月 ▲日本の絶滅の恐れのある野生動物(日本版レッドデータブック)作成</p> <p>6/15 ◇手賀沼親水広場(水の館)開館</p> <p>7月 ▲「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正</p> <p>▲「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」一部改正 (9物質を追加し、30物質とする)</p> <p>8月 ▲「土壌の汚染に係る環境基準」告示 (カドミウム等10物質について制定)</p> <p>10月 ▲「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正(減量化・再生利用の推進を明示) (H4.7.4 施行)</p>	
1992 (H4)	<p>3月 水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域指定</p> <p>3/30 アオコ回収浄化システム車導入</p> <p>3月 「都市環境騒音の把握手法」に基づく環境騒音調査(2回目)(～4月)</p> <p>4/5 アオコ流動化(ジェットレーター)モデル事業</p> <p>7/31 (手賀沼公園) 根戸・台田地区のトリクロエチレン等による井戸水汚染判明</p> <p>9月 有害物質等に関する地下水水質概況調査開始(現在も継続)</p> <p>11月 「PTIO法」による窒素酸化物環境調査開始(現在も継続)</p> <p>12月 工場、事業場地下浸透水状況調査開始(現在も継続)</p>	<p>2月 ◇千葉県自動車交通公害防止計画</p> <p>3月 ◇第2期手賀沼に関わる湖沼水質保全計画策定 1991(H3)年度～1995(H7)年度</p> <p>◇「千葉県環境学習基本方針」策定</p> <p>◇水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に市川市、船橋市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、沼南町を指定</p> <p>6月 ▲環境と開発に関する国連会議(地球サミット於リオデジャネイロ)開催、気候変動枠組み条約の締結</p> <p>▲「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律」制定 (H5.4.1 施行)</p> <p>▲「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」制定</p> <p>7月 ◇千葉県環境会議の設置 ▲「廃棄物の処理、清掃に関する法律」一部改正</p>	
1993 (H5)	<p>3月 生活排水対策推進計画策定</p> <p>5/28 アオコ流動化(ジェットレーター)モデル事業(手賀大橋)</p> <p>7月 我孫子市湖北台終末処理場廃止・手賀沼終末処理場に切替</p>	<p>2月 ◇「千葉県環境憲章」制定</p> <p>3月 ▲「水質汚濁に係る環境基準」一部改正 (トリクロエチレンなど15項目追加)</p> <p>5月 ▲「生物の多様性に関する条約」締結</p> <p>6月 ▲「悪臭防止法施行令」一部改正</p>	

1993 (H5)	11月	電気自動車購入	7月 8月 11月 12月	<p>(トリクロエチレンなど 15 項目追加)</p> <p>◇「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(上乘せ条例)一部改正 (印旛沼及び手賀沼流域の窒素・リンの排水基準の設定など)</p> <p>◇「湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量に係る規制基準」(窒素含有量及びリン含有量)制定 (H5.12.1 施行)</p> <p>▲「環境基本法」制定</p> <p>◇「千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」制定</p> <p>▲「アジェンダ 21 行動計画」策定</p> <p>▲「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が我が国に発効</p> <p>◇「水質汚濁防止法施行令」一部改正 (有害物質ジクロロタン等 13 項目追加)</p>
1994 (H6)	年度末	オイルフェンス設置モデル事業完了	2月 11月 12月	<p>▲「土壌の汚染に係る環境基準」一部改正</p> <p>▲環境庁重金属などに係る土壌汚染調査対策指針及び有機塩素系化合物などに係る土壌、地下水汚染調査、暫定指針通知</p> <p>▲「環境基本計画」閣議決定</p> <p>◇手賀沼浄化対策実践モデル事業(三角コーナーを 1 万世帯に配布等)</p>
1995 (H7)	10月 10/29	「都市環境騒音の把握手法」に基づく環境騒音調査(~11月) 第1回手賀沼マラソン開催 (我孫子市・柏市・沼南町主催)	3月	<p>◇「千葉県環境基本条例」を制定し「千葉県環境保全条例(46年制定)」を廃止(H7.4.1 施行)</p> <p>◇「千葉県環境保全条例」を制定し「千葉県公害防止条例(38年制定)」を廃止 (H7.10.1 施行)</p>
1995 (H7)			4月 6月 9月 12月	<p>▲「悪臭防止法」一部改正</p> <p>▲「容器包装に係る分別集及び再商品化の促進等に関する法律」制定 (H9.4.1 施行) (消費者、市町村、事業者の役割分担を明確にし、容器包装廃棄物のリサイクルを促進)</p> <p>▲国の事業者・消費者としての「環境保全に向けた取組の率先実行の為の行動計画」閣議決定</p> <p>12月 ▲「悪臭防止法施行令」一部改正 (人間の嗅覚を用いた測定法による規制の導入) (H8.4.1 施行)</p> <p>▲「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての音対策の指針」制定</p> <p>◇ 大津川河川浄化施設供用開始</p>
1996 (H8)	4/1 6月 7月 12月	手浄連協定書締結 根戸台田地区地下水汚染機構解明調査開始(平成 17 年度完了) 悪臭防止法に係る指定地域を「用途地域」から「市の全域」に拡大 柴崎地区の四塩化炭素による地	5月 6月 7月	<p>▲「大気汚染防止法」一部改正 (有害大気汚染物質対策など)</p> <p>▲「水質汚濁防止法」一部改正 (地下水浄化に関する措置の導入及び事故時の措置の強化)</p> <p>▲「水質汚濁防止法」一部改正</p>

1996 (H8)		下水汚染が判明	8月 10月	(汚染地下水の浄化制度の導入など) ◇「千葉県環境基本計画」策定(H8.8.26 施行) ◇手賀沼噴水試運転開始 ▲大気汚染に係る環境基準の測定方法に乾式測定方法追加
1997 (H9)	4/1 6/26 8/19 10/1 11月	古利根沼汚濁防止のため四万十川方式の水質浄化施設稼動 「我孫子市環境条例」制定(公害防止条例廃止) 新手賀沼大橋が一部(片側)完成・供用開始(県道8号) 「我孫子市環境条例」・「さわやかな環境づくり条例」施行 7割分離脱水装置大橋側撤去	1月 2月 3月 4月 6月 7月 8月 9月 12/1	◇ごみ処理に係るダioxin類発生防止などがトライン(新ガトライン) ▲「大気汚染防止法施行令」一部改正(建築物体に伴うアース飛散防止、有害大気汚染物質抑制、ばい煙発生施設の事故時措置を追加)(H9.4.1 施行) ▲ベンゼン等3物質について①環境基準の設定 ②指定物質抑制基準の設定 ▲「地下水の水質汚濁に係る環境基準」告示 ◇「千葉県環境保全率先行動計画～ちば新時代エコ・オフィスプラン～」策定(H9.4.1 実施) ◇第3期手賀沼に関わる湖沼水質保全計画策定 1996(H8)年度～2000(H12)年度 ◇「千葉県化学物質環境管理指針」策定 ▲「環境影響評価法」制定 (H11.6.12 施行) ▲「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正 (減量化・リサイクルの推進、施設の信頼性・安全性の向上、不法投棄対策の強化など) ▲有害大気汚染物質対策に関する第4次答申(ダioxin類) ◇ダioxin問題連絡会議設置 ◇「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」(残土条例)制定 ▲「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び「同施行規則」一部改正(ダioxin類の指定物質への追加、指定物質排出施設に製鋼用電気炉、廃棄物焼却炉を追加) ▲ダioxin類の指定物質抑制基準の設定 ▲「大気汚染防止法施行令」一部改正(ダioxin大気環境指針) ▲第3回気候変動枠組条約締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)で京都議定書採択
1998 (H10)	1月 3月 3/25 4/1 7/1	第1期環境審議会発足 「埋立て等による土壌汚染及び災害の発生防止に関する条例」制定(埋立て規制条例廃止)(H10.7.1 施行) 手浄連協定書締結 市街地排水浄化対策事業(初期雨水)開始 経済環境部手賀沼課へ名称変更(手賀沼担当新設) 「我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例」(埋立て条例)施行	5月 6月 6月 8月 10月 12月	▲環境ホルモン戦略計画 SPEED'98 策定 ▲「環境影響評価法施行規則」制定 ▲「地球温暖化対策推進大綱」策定 ▲「特定家庭用機器再商品化法」(通称家電リサイクル法)制定 ◇「千葉県環境影響評価条例」制定 ◇「千葉県小規模廃棄物焼却炉等に係るダioxin類及び煤塵排出抑制指導要綱」制定 ▲「地球温暖化対策の推進に関する法律」策定 市町村の温室効果ガスの排出の抑制などの為の措置に関する計画(実行計画)策定義務化 ◇「千葉県小規模廃棄物焼却炉に係るダioxin類及び煤塵排出抑制指導要綱」制定

1999 (H11)	3月	「我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例」制定 手浄連協定書締結	3月 10月	▲「ダイキソ対策推進基本指針」閣議決定 ▲「ダイキソ類対策特別措置法」制定 ▲気候変動枠組条約 第5回締約国会議(COP5) ドイツ・ボン
2000 (H12)	1月 4/1 5/24	第2期環境審議会発足 経済環境部手賀沼課から環境生活部手賀沼課へ ゴルフボール大の降ひょうによる大きな被害発生	4月 6月 11月 12月	▲北千葉導水事業本格稼働、手賀沼へ浄化用水導入(最大10t/s) ▲「浄化槽法」改正 (2001年4月より下水道処理予定区域外で合併浄化槽義務化) ▲「循環型社会形成推進基本法」制定 ▲気候変動枠組条約 第6回締約国会議(COP6) オランダ・ハーグ ▲環境ホルモン戦略計画 Speed'98 (2000年11月版)改正 ◇ 千葉県地球温暖化防止計画
2001 (H13)	3月 3/22 4/1 11月	「我孫子市環境基本計画」策定 附属方針「市民・事業者への環境配慮指針」及び「第一次環境保全のための率先行動計画(第一次地球温暖化対策実行計画)」策定 手浄連協定書締結 「我孫子市谷津ミュージアム事業構想」策定 手賀沼大橋全面開通(県道8号) 手賀沼課が全担当制に (環境調整・手賀沼・公害対策担当) 第1回ジャパンバードフェスティバル開催(11月17日～18日)	1月 4月	▲省庁再編で「環境庁」から「環境省」へ ▲「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)施行
2002 (H14)	1月 4月 4/1 12月	第3期環境審議会発足 谷津ミュージアム事業推進のため手賀沼課の人員強化(自然観察指導員を非常勤一般職として配置) 「アビスタ」開館 H13年度手賀沼ワースト1返上 (環境省発表)	3月 5月 11月	◇第4期手賀沼に関わる湖沼水質保全計画策定 2001(H13)年度～2005(H17)年度 ▲土壌汚染対策法制定 ◇手賀沼浄化フェア開催
2003 (H15)	3月 12月	柏市・沼南町との合併に不参加を決定 H14年度手賀沼水質ワースト9 (環境省発表) 「我孫子市埋め立て条例」を改正	4月 7月	◇「千葉県残土条例」改正 ◇手賀沼水循環回復行動計画策定 ▲「環境教育推進法」制定
2004 (H16)	1月 5月 7月 12月	第4期環境審議会発足 我孫子市岡発戸・都部谷津ミュージアムの会発足 手賀沼学会発足 ホル・アカガエルの里(その1)整備完了 多自然型護岸整備モデル事業完了 H15年度手賀沼水質ワースト6 過去3年間と10年前の3年間のCOD平均値を比較し減少が最も大きく水質改善の著しい湖沼として水質改善ベスト1に(環境省発表)	5月 6月	▲「大気汚染防止法」一部改正 (VOC規制) ▲「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」策定(平成17.10.1施行)

2005 (H17)	3月	ホタル・アカガエルの里(その2)整備完了 谷津ミュージアム作業小屋完成	2月	▲京都議定書の発効
2005 (H17)	12月	「アスベスト含有建材使用建築物の解体等の届出に関する条例」(アスベスト条例)制定 H16年度手賀沼水質ワースト4 2年連続水質改善ベスト1 (環境省発表)	4月	▲京都議定書目標達成計画
2006 (H18)	1月 4月 12月	第5期環境審議会発足 「あびこエコ・プロジェクトII」策定 (第二次環境保全のための率先行動計画・地球温暖化対策実行計画) H17年度手賀沼水質ワースト6 3年連続水質改善ベスト1 (環境省発表)	4月	◇手水協、手浄連の組織統合 (事務局を県水質保全課に移管)
2007 (H19)	12月	H18年度手賀沼水質ワースト11 4年連続水質改善ベスト1 (環境省発表)	3月	◇第5期手賀沼に関わる湖沼水質保全計画 策定 2006(H18)年度～2010(H22)年度
2008 (H20)	1月 4月 11月	第6期環境審議会発足 環境生活部手賀沼課から環境経済部手賀沼課へ H19年度手賀沼水質ワースト7 5年連続水質改善ベスト1 (環境省発表)	1/1 3月 5月 6月 7月	京都議定書第一約束期間に突入(～2012年) 「京都議定書目標達成計画」全部改定 ▲「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)改正 ▲「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 ▲「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定
2009 (H21)	7月 8/1 8/29 11月	我孫子市役所庁舎(本庁舎・東別館・西別館・分館)がエコ通勤優良事業所認証登録される。 悪臭防止法に係る規制方法を市内全域「臭気指数規制」に変更 谷津ミュージアム(岡発戸・都部の谷津)が第一回「関東・水と緑のネットワーク拠点百選」に選定 H20年度手賀沼水質ワースト8 6年連続水質改善ベスト1 (環境省発表)	3/23 9月	◇悪臭防止法に係る規制方法を我孫子市内全域物質濃度規制から臭気指数規制に変更・告示(21.8.1施行) ▲鳩山首相が国連の会議において「1990年基準でCO2を25%削減する」ことを日本政府の公約として、世界に向かって宣言
2010 (H22)	1月 7月 11月	第7期環境審議会発足 電気自動車購入 (地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用) H21年度手賀沼水質ワースト5 7年連続水質改善ベスト1 (環境省発表)	4月 10月 11月	▲土壌汚染対策法大幅改正 ▲生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)名古屋市 ▲気候変動枠組条約第16回締結国会議(COP16)及び京都議定書第6回締約国会合(COP/MOP6)メキシコ・カンクン
2011 (H23)	3/11 4月 8月 11月 11月	我孫子市では震度5弱を記録。 全壊134件、大規模半壊4件、半壊94件、一部損壊2508件の被害。 都地区で液状化現象が発生。 あびこエコ・プロジェクト3策定 手賀沼課に放射能対策室(公害対策担当と兼任)発足 H22年度手賀沼水質ワースト5 8年連続水質改善ベスト1 (環境省発表) 放射能対策室の体制強化(専任の	3/11 6月 11月	東日本大震災 ▲福島第一原子力発電所事故:津波の影響により炉心融解により大気中に放射性物質が放出され、放射性物質を含む降雨が確認された。 東葛地域では放射線量が比較的高く「ホット・スポット」と呼ばれる。 ▲水質汚濁防止法の一部を改正 ▲気候変動枠組条約第17回締結国会議(COP17)及び京都議定書第7回締約国会合(COP/MOP7)南アフリカ・ダーバン

	12月	組織となる) 放射性物質汚染対処特措法に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定を受ける。		
2012 (H24)	1月	第8期環境審議会発足 環境基本計画改訂版策定	3月	◇第6期手賀沼に係る湖沼水質保全計画策定 2011(H23)年度～2015(H27)年度 ▲気候変動枠組条約第18回締結国会議(COP18)及び京都議定書第8回締約国会合(COP/MOP8)カタール・ドーハ
	5月	谷津ミュージアム事業構想第二次改訂版策定		
	7月	「我孫子市アスベスト含有建材使用建築物の解体等の届け出に関する条例」(アスベスト)条例廃止	4月	◇「騒音規制法、振動規制法及び悪臭規制法等に係る告示」一部改正
	9月		6月	▲「新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針」の策定
	12月	H23年度手賀沼水質ワースト2 9年連続水質改善ベスト1 (環境省発表)	6月	▲環境基本法の一部を改正(13条:放射性物質の適用除外規定削除)
2013 (H25)	7月	谷津ミュージアム事業構想第二次改定版策定	3月	◇手賀沼水循環回復行動計画策定
	12月	H24年度手賀沼水質ワースト2 (環境省発表)	3/12	▲微小粒子状物質(PM2.5)高濃度時の注意喚起運用開始